

○愛知県屋外広告物条例施行規則

昭和三十九年十月二日
規則第一百十二号

改正	昭和四五年十一月二四日規則第一〇七号	昭和四九年	七月二四日規則第七一号
	昭和六〇年 三月二九日規則第三三三号	昭和六〇年	九月三〇日規則第七三三号
	昭和六二年 三月二七日規則第三〇号	平成 二年	三月二八日規則第一五号
	平成 六年 三月三〇日規則第四三三号	平成 七年	三月二二日規則第一四号
	平成一〇年 三月二五日規則第一九号	平成一二年	三月三一日規則第六三三号
	平成一五年 六月二七日規則第七九号	平成一六年	三月三〇日規則第三六六号
	平成一六年一〇月 八日規則第六六号	平成一七年	三月二二日規則第一三三号
	平成一八年 三月二八日規則第二七号	平成一九年	二月一六日規則第三号
	平成一九年 三月二三日規則第一〇号	平成二一年	三月二七日規則第一三三号
	平成二二年 九月二八日規則第五三三号	平成二四年	三月二七日規則第一七号
	平成二八年 四月二二日規則第四八号	平成三〇年	三月 六日規則第四号
	平成三一年 三月二九日規則第一八号	令和 元年	六月二八日規則第四九号
	令和 二年 三月二七日規則第一四号		

注 平成三〇年三月六日規則第四号による改正中平成三三年七月一日から施行される部分は、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

愛知県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

愛知県屋外広告物条例施行規則

(許可の申請)

第一条 愛知県屋外広告物条例（昭和三十九年愛知県条例第五十六号。以下「条例」という。）第五条第一項若しくは第二項又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物表示等許可申請書（様式第一）正副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可を受けようとする屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）が別表第一の2三から七までに掲げる広告物又は掲出物件（以下「簡易な広告物等」という。）であるときは、第五号に掲げる図書は、添付することを要しない。

一 次に掲げる事項を記載した位置図

イ 表示又は設置の場所

ロ 別表第一の2一(二)イからハまで、一(五)ホ、二(二)へ又は九(五)ロの基準が適用される広告物又は掲出物件にあつては、これらの基準に定める路端からの距離等

二 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

三 色彩広告面模写図

四 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあつては、表示又は設置について、その承諾を得たことを証する書面

五 建築物又は工作物に表示し、又は設置する場合にあつては、当該建築物又は工作物の構造図及び立面図

六 その他知事が必要と認める図書

一部改正〔平成一〇年規則一九号・一五年七九号・一六年六六号・一八年二七号・一九年三号・二二年五三号・二八年四八号〕

(許可の期間)

第二条 条例第九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可の期間は、簡易な広告物等については三月以内、それ以外の広告物及び掲出物件については三年以内とする。

全部改正〔平成一〇年規則一九号〕、一部改正〔平成一六年規則六六号・一八年二七号〕

(更新許可の申請)

第三条 条例第九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の十日前までに屋外広告物更新許可申請書（様式第二）正

副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 屋外広告物安全点検報告書（様式第二の二）（許可期間の満了の日前三月以内に実施した条例第十三条の二第一項の規定による点検に係るものに限る。）
- 二 広告物又は掲出物件のカラー写真（許可期間の満了の日前三月以内に撮影したのものに限る。）
- 三 その他知事が必要と認める図書

注 平成三〇年三月六日規則第四号により、平成三三年七月一日から施行
第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号の点検を条例第十三条の二第二項の規定により同項に規定する者に行わせた場合に
あつては、当該点検を行つた者が同項に規定する者であることを証する書面

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一六年六六号・一八年二七号・三〇年四号〕

（変更等の許可の申請）

第四条 条例第十条の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書（様式第三）正副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 第一条第二項各号に掲げる図書のうち変更又は改造に係るもの
- 二 その他知事が必要と認める図書

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一八年二七号〕

（証票の交付等）

第五条 知事は、第一条、第三条又は第四条の規定による申請書を提出して許可を受けた者には、必要事項を記載した申請書副本及び許可の証票（許可の押印又は打刻印をした場合を除く。）を交付するものとする。

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一〇年一九号〕

（軽微な変更等）

第六条 条例第十条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

- 一 広告物又は掲出物件をその許可当時の表示内容若しくは形状又は許可に特に付けられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り変えるとき。
- 二 掲出物件の位置及び形状を変更することなく、広告物を短期間に定期的に変更するとき。

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一六年六六号・一八年二七号〕

（許可の基準）

第七条 条例第十一条の規定による規則で定める許可の基準は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔昭和四九年規則七一号〕

（適用除外の基準）

第八条 条例第六条第二項第一号から第三号まで、第三項第一号、第二号及び第四号、第四項並びに第七項の規定による規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一〇年一九号・一八年二七号〕

（国等の通知）

第九条 条例第六条第八項の規定による通知は、屋外広告物表示等通知書（様式第四）正副二通を知事に提出することによつて行うものとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の通知書について準用する。

追加〔平成一〇年規則一九号〕、一部改正〔平成一八年規則二七号〕

（通知免除の基準）

第十条 条例第六条第八項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 官公署の建物又はその敷地内に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合
- 二 表示し、又は設置する広告物又は掲出物件の広告表示面積（広告物又は掲出物件が複数の表示面を有する場合にあつては、広告物又は掲出物件を一方向から見た場合に同時に見ることが出来る表示面の合計面積が最大となるときにおける当該合計面積とする。以下同じ。）が五平方メートル以下である場合

追加〔平成一〇年規則一九号〕、一部改正〔平成一六年規則六六号・一八年二七号〕

(許可の表示の様式)

第十一条 条例第十二条の規定による許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印の様式は、それぞれ様式第五及び様式第六のとおりとする。

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一〇年一九号〕

(点検)

第十一条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検の箇所及び項目は、別表第三に掲げるとおりとする。

2 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるとおりとする。

一 はり紙、はり札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）及び広告旗（広告の用に供する旗をいう。以下同じ。）

二 条例第六条第一項各号、第二項第四号から第七号まで及び第三項第二号から第四号までに掲げる広告物又は掲出物件

三 条例第六条第四項、第七項又は第八項の規定に該当する広告物又は掲出物件

注 平成三〇年三月六日規則第四号により、平成三三年七月一日から施行

第十一条の二に次の二項を加える。

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件で高さが四メートルを超えるものとする。

一 広告板、広告塔及びアーチ

二 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

三 建築物又は工作物の壁面広告（映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。）

四 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

五 アーケード広告

4 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士の資格を有する者

二 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

三 前二号に掲げる者のほか、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として知事が定める者

追加〔平成三〇年規則四号〕

(除却した広告物等に係る公示の場所)

第十一条の三 条例第十五条の二第二項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する建設事務所（広告物に関する事務を分掌する支所が置かれている場合にあつては、当該支所）（愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の規定により同条例別表第十一の二の項及び三の項の下欄に掲げる市町村の長が当該公示をする場合にあつては、当該市町村の事務所）の掲示場とする。

追加〔平成一六年規則六六号〕、一部改正〔平成一七年規則一三号・一九年一〇号・二一年一三号・二四年一七号・三〇年四号・令和二年一四号〕

(身分証明書の様式)

第十二条 条例第十七条第二項の規定による身分証明書の様式は、様式第七のとおりとする。

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一〇年一九号〕

(管理者等の届出の様式)

第十三条 条例第十九条の規定による届出は、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ当該下欄に掲げる様式によつてしなければならない。

第一項及び第二項の届出	様式第八
第三項の届出	様式第九
第四項及び第五項の届出	様式第十

一部改正〔昭和四九年規則七一号・平成一〇年一九号〕

(広告景観地区の指定等の案の公告)

第十四条 条例第十九条の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 広告景観地区の名称
 - 二 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更に係る土地の区域
 - 三 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更の案の縦覧場所
- 2 条例第十九条の三第三項において準用する条例第十九条の二第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 広告景観指針の決定又は変更の案の概要
 - 二 広告景観指針の決定又は変更の案の縦覧場所

追加〔平成二年規則一五号〕、一部改正〔平成一〇年規則一九号・一八年二七号〕

(更新の登録の申請期限)

第十五条 条例第二十条第三項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに申請しなければならない。

全部改正〔平成一八年規則二七号〕

(登録の申請)

第十六条 条例第二十一条第一項の申請書の様式は、様式第十一のとおりとする。

- 2 条例第二十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 条例第二十条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書（申請の日前三月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
 - 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ ロに掲げる申請者以外の申請者 当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面（申請の日前三月以内に作成されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）
 - ロ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である申請者 当該申請者の住民票の写し等及びその法定代理人の住民票の写し等（当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
 - 三 申請者（申請者が、法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては当該申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員））の略歴を記載した書面
 - 四 申請者が選任した業務主任者が条例第二十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - 五 申請者が選任した業務主任者の住民票の写し等
 - 六 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第二十一条第二項（条例第二十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の様式は、様式第十二のとおりとする。
- 4 第二項第三号に掲げる書面の様式は、様式第十三のとおりとする。

全部改正〔平成一八年規則二七号〕、一部改正〔平成二四年規則一七号〕

(登録済証の交付)

第十七条 知事は、条例第二十二条第一項の規定による登録をしたときは、申請者に屋外広告業登録済証（様式第十四）を交付する。

全部改正〔平成一八年規則二七号〕

(登録事項の変更の届出の様式等)

第十八条 条例第二十四条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第十五）によつてしなければならない。

2 条例第二十四条第三項において準用する条例第二十一条第二項の規則で定める書類は、第十六条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のうち変更に係るものその他知事が必要と認める書類とする。

全部改正〔平成一八年規則二七号〕

（登録簿の閲覧所の設置）

第十九条 条例第二十五条の規定により屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、閲覧所を名古屋市中区三の丸三丁目一番二号愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課内に置く。

追加〔平成一九年規則三号〕、一部改正〔平成三一年規則一八号〕

（登録簿の閲覧時間及び休日）

第二十条 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

2 閲覧所の定期休日は、県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第四号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

3 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

追加〔平成一九年規則三号〕

（登録簿の閲覧手続）

第二十一条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

追加〔平成一九年規則三号〕

（登録簿の持出しの禁止）

第二十二条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

追加〔平成一九年規則三号〕

（登録簿の閲覧の停止等）

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

追加〔平成一九年規則三号〕

（廃業等の届出の様式）

第二十四条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第十六）によつてしなければならない。

追加〔平成一八年規則二七号〕、一部改正〔平成一九年規則三号〕

（講習会の開催）

第二十五条 知事は、条例第二十八条第一項の規定による講習会（以下「講習会」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時及び場所その他講習会に関し必要な事項を公告する。

追加〔昭和四九年規則七一号〕、一部改正〔平成一〇年規則一九号・一八年二七号・一九年三号〕

（講習会の受講手続）

第二十六条 講習会において講習を受けようとする者は、講習会受講申請書（様式第十七）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、講習会受講票（様式第十八）を当該申請をした者に交付する。

追加〔昭和四九年規則七一号〕、一部改正〔平成一〇年規則一九号・一八年二七号・一九年三号〕

（講習科目等）

第二十七条 講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- 一 広告物に係る法令に関する科目
 - 二 広告物の表示の方法に関する科目
 - 三 広告物の施工に関する科目
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第三号に掲げる講習科目の受講を免除する。
- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
 - 二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者
 - 四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十条の公共職業訓練若しくは同法第二十四条第三項の認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

注 平成三〇年三月六日規則第四号により、平成三三年七月一日から施行
第二十七条第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削る。

- 3 前項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書面を前条第一項の申請書に添付しなければならない。
- 追加〔昭和四九年規則七一号〕、一部改正〔昭和六〇年規則七三号・平成一〇年一九号・一二年六三号・一八年二七号・一九年三号〕

（講習会修了証書）

第二十八条 知事は、講習会において講習を修了した者に対し、講習会修了証（様式第十九）を交付する。

追加〔昭和四九年規則七一号〕、一部改正〔平成一〇年規則一九号・一八年二七号・一九年三号〕

（標識の掲示）

第二十九条 条例第三十条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名

2 条例第三十条の標識の様式は、様式第二十のとおりとする。

追加〔平成一八年規則二七号〕、一部改正〔平成一九年規則三号〕

（帳簿の備付け等）

第三十条 条例第三十一条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 四 当該表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

2 条例第三十一条の帳簿の様式は、様式第二十一のとおりとする。

3 条例第三十一条の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに記載し、又は記録しなければならない。

4 条例第三十一条の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖し、閉鎖後五年間営業所ごとに保存しなければならない。

5 屋外広告業者（条例第二十条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、条例第三十一条の帳簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成する場合には、当該屋外広告業者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成しなければならない。

- 6 屋外広告業者は、条例第三十一条の規定による帳簿の備付け及び保存を、当該帳簿（電磁的記録をもって作成するものを除く。）に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え付け、これを保存する方法により行うことができる。
- 7 屋外広告業者は、条例第三十一条の規定による帳簿の備付け及び保存を電磁的記録をもって作成する帳簿（前項の規定による当該帳簿の備付け及び保存を行う場合における同項に規定するファイルを含む。）により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、当該営業所において屋外広告業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面に出力することができるようにしなければならない。

追加〔平成一八年規則二七号〕、一部改正〔平成一九年規則三号〕

（屋外広告業者監督処分簿の閲覧についての準用）

第三十一条 第十九条から第二十三条までの規定は、条例第三十四条第一項の規定により屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供する場合について準用する。

追加〔平成一九年規則三号〕

（屋外広告業者監督処分簿の登載事項）

第三十二条 条例第三十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該屋外広告業者の登録番号
- 三 当該屋外広告業者の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名
- 四 処分の原因となつた事実
- 五 過去に受けた処分及び刑罰
- 六 その他必要な事項

追加〔平成一八年規則二七号〕、一部改正〔平成一九年規則三号〕

（身分証明書の様式）

第三十三条 条例第三十五条第二項において準用する条例第十七条第二項の規定による身分証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

追加〔平成一八年規則二七号〕、一部改正〔平成一九年規則三号〕

（公表の方法）

第三十四条 条例第三十六条第三項の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

追加〔平成一五年規則七九号〕、一部改正〔平成一八年規則二七号・一九年三号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和三十九年十月三日から施行する。
- 2 愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和二十五年愛知県規則第七十二号）は、廃止する。

附 則（昭和四十五年十一月二十四日規則第百七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年七月二十四日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定中愛知県屋外広告物条例施行規則第十一条の次に八条を加える改正規定（第十二条から第十五条に係る部分に限る。）は、昭和五十年二月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日規則第三十三号）

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和六十年九月三十日規則第七十三号）

この規則は、昭和六十年十一月一日から施行する。ただし、第十八条第二項第四号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十七日規則第三十号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十八日規則第十五号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十日規則第四十三号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成七年三月二十二日規則第十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定による都市計画において定められている第二種住居専用地域及び住居地域に関しては、改正法附則第三条に規定する日までの間は、改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十年三月二十五日規則第十九号）

- 1 この規則は、平成十年七月一日から施行する。ただし、様式第十（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第六十三号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている届出書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十五年六月二十七日規則第七十九号）

- 1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている屋外広告物許可申請書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十六年三月三十日規則第三十六号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十六年十月八日規則第六十六号）

- 1 この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日〔平成一六年一二月一七日〕から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されている屋外広告物許可申請書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第十三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第二十七号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定に基づいて作成されてい

る屋外広告物許可申請書、屋外広告物更新許可申請書及び屋外広告物変更許可申請書の用紙は、改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十九年二月十六日規則第三号）

この規則は、平成十九年二月二十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日規則第十号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十七日規則第十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年九月二十八日規則第五十三号）

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日規則第十七号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年四月二十二日規則第四十八号）

この規則は、平成二十八年四月三十日から施行する。

附 則（平成三十年三月六日規則第四号）

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定、第十一条の次に一条を加える改正規定（第十一条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二十七条第二項第一号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十三年七月一日から施行する。
- 2 許可期間の満了の日が平成三十年七月三十一日以前である場合におけるこの規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第一項の申請書に添付すべき図書については、同条第二項及び同規則様式第二の二の規定にかかわらず、この規則による改正前の愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第二項第一号の点検が同年六月三十日以前に実施されたものであるときに限り、なお従前の例によることができる。
- 3 附則第一項ただし書に規定する改正規定による改正後の愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、許可期間の満了の日が平成三十三年九月三十日以前である場合であって、愛知県屋外広告物条例施行規則第三条第二項第一号の点検が同年六月三十日以前に実施されたものであるときに限り、適用しない。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第十八号抄）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第一条、第七条関係）

1 共通基準

- 一 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- 二 原色を過度に使用していないこと。
- 三 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。
- 四 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- 五 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
- 六 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- 七 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないこと。
- 八 交通を妨害するような位置に表示し、又は設置していないこと。
- 九 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

2 個別基準

- 一 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類するもの
 - (一) 条例第五条第一項に規定する区域の広告板、広告塔及びアーチ
 - イ 広告表示面積は、広告板では三十五平方メートル以下、広告塔及びアーチでは五十平方メートル以下とすること。

- ロ 地上からの高さは、十メートル以下とすること。
 - ハ 脚部に広告を表示していないこと。
 - ニ アーチは、道路を横断するものとし、その下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては二・五メートル以上、その他の道路にあつては四・五メートル以上とすること。
 - ホ 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。
- (二) 条例第五条第二項に規定する地域又は場所の広告板及び広告塔
- イ 高速自動車国道及び新幹線鉄道に接続する地域で、知事が指定する区域内に設置するものの位置及び規模は、次のとおりとすること。

種別	広告板	広告塔
幅又は長さ	二〇メートル以下	五メートル以下
高さ	地上から一〇メートル以下	地上から二〇メートル以下
表示面積	五〇平方メートル以下	五〇平方メートル以下
路端からの距離	五〇〇メートル以上	五〇〇メートル以上
広告物相互の間隔	三〇〇メートル以上	三〇〇メートル以上

- ロ 高速自動車国道及び新幹線鉄道以外の道路、鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域内に設置するものの位置及び規模は、次のとおりとすること。

種別	広告板	広告塔
幅又は長さ	一五メートル以下	三メートル以下
高さ	地上から一〇メートル以下	地上から一五メートル以下
表示面積	三五平方メートル以下	三五平方メートル以下
路端からの距離	一〇〇メートル以上	一〇〇メートル以上
広告物相互の間隔	五〇メートル以上	五〇メートル以上

- ハ 河川、池沼、峡谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域内に設置するものの位置及び規模は、次のとおりとすること。

種別	広告板	広告塔
幅又は長さ	一〇メートル以下	二メートル以下
高さ	地上から一〇メートル以下	地上から一五メートル以下
表示面積	二〇平方メートル以下	二〇平方メートル以下
広告物相互の間隔	五〇メートル以上	五〇メートル以上
平均水位又は潮位の時の水際線からの距離	一〇〇メートル以上	一〇〇メートル以上
摘要	河川、池沼、峡谷及び海浜では、水面上に設置しないこと。	

- ニ イからハまでに規定する地域で、知事が指定する区域内に設置するもののうち、道標、案内図板その他公共的目的をもつたもの又は公衆の利便に供することを目的とするものについては、次のとおりとすることができること。
 - (イ) 広告表示面積は、五平方メートル以下とすること。
 - (ロ) 地上からの高さは、五メートル以下とすること。
 - (ハ) 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。
- (二) 脚部に広告を表示していないこと。
- (ホ) 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。
 - (1) 条例第三条第一項第五号又は第五条第二項第一号の区間（ハに規定する地域で、知事が指定する区域内に設置するものにあつては、当該区域）からの当該事業所等へ

の入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために設置するものに限ること。

(2) 一事業所等に原則として一個であること。

ホ 形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。

ヘ 地色に原則として黒色及び原色を使用しないこと。

(三) 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の耐火構造及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、広告物を設置する箇所における当該建築物の高さの三分の二以下とすること。

ロ 木造建築物の屋上に設置するものは、広告表示面積二十平方メートル以下で、地上からの高さは十メートル以下とすること。

(四) 建築物又は工作物の壁面広告

イ 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部を塞がないこと。

ロ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあるものの広告表示面積は、二十平方メートル以下とすること。

ハ 一壁面には、同一内容のものは一個とすること。

(五) 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

イ 一個の広告表示面積は、十五平方メートル以下とすること。

ロ 道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、一メートル以下とすること。

ハ 広告の下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては二・五メートル以上、その他の道路にあつては四・五メートル以上とすること。

ニ 壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること。

ホ 交通信号機から五十メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。

(六) アーケード広告

イ 屋根の下面につり下げるものは、広告表示面積三平方メートル以下で、板状又は箱状の不燃構造体とすること。

ロ 広告の下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては二・五メートル以上、その他の道路にあつては四・五メートル以上とすること。

ハ 柱及び軒先には広告を表示しないこと。

ニ 原則として同一商店街では規格を統一すること。

二 電柱及び街灯柱を利用する広告

(一) 電柱広告

イ 塗り付け、又は巻き付けるものは、路面上又は地上から一・二メートルより三・四メートルの高さに表示すること。

ロ 塗り付け、又は巻き付けるものの電柱一本当たりの総表示面積は、一平方メートル以下とすること。

ハ 添加するものは、道路中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること（歩道又は道路外に設置された電柱に取り付ける場合及びその下端の高さを路面上から五メートル以上とする場合を除く。）。

ニ 添加するものは、電柱一本につき一個とすること。

ホ 添加するものは、横〇・四五メートル、縦一・二メートル以下で、垂直に電柱から〇・一五メートル離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること。

ヘ 添加するものの下端の路面上又は地上からの高さは、道路にあつてはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあつては三メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては二・五メートル以上、その他の道路にあつては

四・五メートル以上とすること。

ト 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

(二) 街灯柱広告

イ 街灯柱一本につき町名、商店街名等を表示するものを除き、一個とすること。

ロ 塗り付けるものは、横〇・三メートル、縦〇・八メートル以下で、その下端の高さは路面上又は地上から二・五メートル以上とすること。

ハ 添加するものは、道路の中心線に直角に道路中心線と反対方向又は道路中心線に平行に取り付けること。

ニ 添加するものは、横〇・四五メートル、縦〇・九メートル以下で、厚さ〇・一五メートル以下の板状又は箱状の不燃構造体とすること。

ホ 添加するものの下端の路面上又は地上からの高さは、道路にあつてはその道路管理者の定める基準に適合し、道路外にあつては三メートル以上とすること。ただし、当該基準が定められていない場合は、歩道にあつては二・五メートル以上、その他の道路にあつては四・五メートル以上とすること。

ヘ 添加するものは、交通信号機から五十メートル以内のところでは、ネオンサインを使用しないこと。

ト 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

三 はり紙及びはり札

(一) はり紙の大きさは、一・五平方メートル以下とすること。

(二) はり紙は、容易に除却することができるような方法で表示し、全面にのりを付けて貼らないこと。

(三) はり札の大きさは、〇・三平方メートル以下とすること。

(四) はり札は、同一壁面には二枚以内とすること。

四 広告旗

(一) 表示面の大きさは、横〇・九メートル、縦一・八メートル以下とすること。

(二) 地上から上端までの高さは、三メートル以下とすること。

(三) 倒伏しないように表示すること。

(四) 二本以上並列する場合は、等間隔に並べること。

五 立看板（これに類する広告物又は掲出物件を含む。）

(一) 表示面の大きさは、横〇・九メートル、縦一・八メートル以下とすること。

(二) 脚の長さは、〇・三メートル以下とすること。

(三) 併用広告は、下端に表示すること。

(四) 倒伏しないように表示すること。

(五) 二枚以上並列する場合は、等間隔に並べること。

六 広告幕（これに類する広告物を含む。）

(一) 道路を横断するものは、幅一メートル以下とすること。

(二) 道路を横断するものの下端の路面上からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること。ただし、当該基準が定められていない場合は、四・五メートル以上とすること。

(三) 垂れ幕は、幅一・五メートル以下、長さ十五メートル以下とすること。

(四) 垂れ幕で建築物の窓の全部又は大部分を塞がないこと。

(五) 地色に原則として黒色及び赤色を使用しないこと。

七 アドバルーン

(一) 掲揚高度は、地上から二十メートル以上四十五メートル以下とすること。

(二) 添加する広告は、幅一・五メートル、長さ十五メートル以下の網に布片等で表示し、主綱に十分緊結すること。

(三) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。

(四) 地表面に対する傾斜角度が四十五度以下となる強風時には、掲揚しないこと。

(五) 掲揚作業及び降下作業時の危険防止の措置がとられること。

八 条例第六条第五項に規定するもの

- (一) 広告表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。
- (二) 条例第三条第一項第一号の地域においては、赤色ネオンサイン、ネオン管の露出しているネオンサイン及び点滅する電飾設備を使用していないこと。
- (三) 条例第三条第一項第一号の地域においては、建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。
- (四) 蛍光塗料を使用していないこと。
- (五) 一から七まで（一（一）ニ、一（二）及び（六）並びに六（一）及び（二）を除く。）に定める基準に適合していること。

九 条例第六条第六項に規定するもの

- (一) 広告表示面積は、五平方メートル以下とすること。
- (二) 地上からの高さは、五メートル以下とすること。
- (三) 表示内容は、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限ること。ただし、広告物の表示、掲出物件の設置若しくは広告物若しくは掲出物件の管理（以下「広告物の表示等」という。）をし、又は広告物の表示等に係る費用を負担する者（以下「広告物の表示者等」という。）の名称、所在地、事業内容その他これらに類するもの（以下「名称等」という。）を併せて表示する場合における当該名称等を表示する部分の表示内容については、この限りでない。
- (四) 広告物の表示者等の名称等を併せて表示するものについては、次のとおりとすること。
 - イ 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物又は掲出物件であること。
 - ロ 表示又は設置の場所が条例第三条第一項第五号の区間内、同項第六号の区域内の道路及び鉄道等の区間内、同項第六号の二の区域内又は同項第七号の敷地内であること。
 - ハ 広告物の表示者等の名称等を表示する部分の広告表示面積が広告表示面積の合計の十分の三以下であること。
 - ニ 広告物の表示者等の名称等を表示する部分の一者当たりの広告表示面積が〇・五平方メートル以下であること。
- (五) 事業所等を案内するものについては、次のとおりとすること。
 - イ 条例第三条第一項第五号の区間からの当該事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置するものに限ること。
 - ロ 表示又は設置の場所が条例第三条第一項第六号の区域内で、かつ、表示又は設置の場所から当該事業所等までの経路の距離が一キロメートル以内であること。
 - ハ 一事業所等に原則として一個であること。
- (六) 条例第三条第一項第五号の区間及び同項第六号の区域に設置する広告板及び広告塔の形状は、原則として広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状とすること。
- (七) 一から六まで（一（一）イ及びロ、一（二）、一（三）ロ、一（四）ロ、一（五）イ及び五（三）を除く。）に定める基準に適合していること。
 - 一部改正〔昭和四九年規則七一号・六〇年七三号・六二年三〇号・平成七年一四号・一〇年一九号・一五年七九号・一六年六六号・一八年二七号・一九年三号・二二年五三号・二八年四八号・三〇年四号〕

別表第二（第八条関係）

1 条例第六条第二項第一号の場合

- 一 条例第三条第一項各号の地域においては、広告表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
- 二 条例第三条第一項第一号の地域においては、赤色ネオンサイン、ネオン管の露出しているネオンサイン及び点滅する電飾設備を使用していないこと。
- 三 条例第三条第一項第一号の地域においては、建築物の棟上に表示し、又は設置していないこと。
- 四 条例第五条第一項及び第二項の地域においては、広告表示面積の合計が二十平方メートル（都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域では、十平方メートル）以下であること。

- 五 特定の商品名等を誇張して表示していないこと。
- 六 蛍光塗料を使用していないこと。
- 七 別表第一（2一(一)ニ、2一(二)及び(六)、2六(一)及び(二)、2八並びに2九を除く。）に定める基準に適合していること。

2 条例第六条第二項第二号の場合

- 一 広告表示面積の合計は、三平方メートル以下とすること。
- 二 別表第一の1、2一(一)ハ、2一(四)イ及び2一(五)（イを除く。）に定める基準に適合していること。

3 条例第六条第二項第三号の場合

- 一 工事期間中に限り表示されること。
- 二 宣伝の用に供しないこと。

4 条例第六条第三項第一号の場合

別表第一の1及び2二に定める基準に適合していること。

5 条例第六条第三項第二号の場合

- 一 広告表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
- 二 別表第一の1及び2一(四)ハに定める基準に適合していること。

6 条例第六条第三項第四号の場合

- 一 周囲の景観と調和していること。
- 二 宣伝の用に供しないこと。

7 条例第六条第四項の場合

- 一 表示又は設置の期間が三月以内であること。
- 二 表示又は設置の期間の始期及び終期並びに設置者又は管理者の氏名及びその連絡先を明示していること。
- 三 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあつては、表示又は設置について、その承諾を得ていること。
- 四 別表第一の1及び2三から七までに定める基準に適合していること。

8 条例第六条第七項の場合

- 一 広告表示面積が表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外廓線内を一平面とみなしたものの大きさの三分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であること。
- 二 一施設又は一物件に一個であること。
- 三 別表第一の1、2一(一)ハ及びホ、2一(五)ロからニまで並びに2二(二)に定める基準に適合していること。

一部改正〔昭和四五年規則一〇七号・四九年七一号・六〇年七三号・平成七年一四号・一〇年一九号・一八年二七号〕

別表第三（第十一条の二関係）

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	<ul style="list-style-type: none"> 一 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 二 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 三 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	<ul style="list-style-type: none"> 一 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無 二 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無
取付部	<ul style="list-style-type: none"> 一 アンカーボルト及び取付部プレート腐食及び変形の有無 二 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 三 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無
広告板及び文字	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無

	二 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 三 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	一 照明装置の不点灯及び不発光の有無 二 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 三 周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	一 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無 二 避雷針の腐食及び損傷の有無

追加〔平成三〇年規則四号〕

様式第1

（第1条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第2

（第3条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第2の2

（第3条関係）

全部改正〔平成30年規則4号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第3

（第4条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第4

（第9条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第5

（第11条関係）

一部改正〔平成6年規則43号・10年19号〕

様式第6

（第11条関係）

一部改正〔平成6年規則43号・10年19号〕

様式第7

（第12条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕

様式第8

（第13条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第9

（第13条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第10

（第13条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第11

（第16条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成24年規則17号・令和元年49号〕

様式第12

（第16条関係）

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成24年規則17号・令和元年49号〕

様式第13

(第16条関係)

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成24年規則17号・令和元年49号〕

様式第14

(第17条関係)

全部改正〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第15

(第18条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第16

(第24条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号・令和元年49号〕

様式第17

(第26条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号・令和元年49号〕

様式第18

(第26条関係)

追加〔昭和49年規則71号〕、一部改正〔平成6年規則43号・10年19号・16年36号・18年27号・19年3号〕

様式第19

(第28条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号・令和元年49号〕

様式第20

(第29条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号・令和元年49号〕

様式第21

(第30条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号〕

様式第22

(第33条関係)

追加〔平成18年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則3号〕